

## 船舶事故調査報告書

令和6年5月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年7月4日 12時00分ごろ
発生場所	青森県むつ市大畑漁港北方沖 下風呂港北防波堤灯台から真方位087° 4.8海里付近 (概位 北緯41° 28.4′ 東経141° 11.9′)
事故の概要	漁船第十八輝丸は、操業しながら漂流中、また、漁船第八十八大島丸は、北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年7月7日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十八輝丸、9.7トン HK2-19602（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第八十八大島丸、4.7トン AM3-35467（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部のいか釣り漁具に曲損等 B 左舷船首部のいか釣り漁具に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、船首を北西に向けていか釣り漁の操業をしながら漂流中、船長Aが、いか釣り機の糸が船底に入り込まないように機関を後進にかけるとし、右舷船尾方を確認したところ、船尾方から接近するB船を間近に認めたが、どうすることもできず、右舷船尾部とB船の左舷船首部とが衝突した。 船長Aは、操業に意識を向けていたので、船尾方を確認するまで接近するB船の存在に気付いていなかった。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、船長Bが単独で操船し、魚群探索をしながら、約3ノットの対地速力で北西進中、魚群探知機を見ていた船長Bが、ふと前路に視線を向けたところA船を間近に認めたが、どうすることもできず、A船と衝突した。 船長A及び船長Bは、それぞれが所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡した後、自力で帰港し、B船が所属する漁業協同組合は、海上保安庁へ本事故の発生を通報した。
分析	A 船は、操業しながら漂流中、船長Aが、操業に意識を向けていたことから、接近するB船に気付くのが遅れ、衝突を回避することがで

	<p>きず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、北西進中、船長Bが魚群探索に意識を向けていたことから、前路で操業中のA船に気付くのが遅れ、衝突を回避することができず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が操業しながら漂泊中、B船が北西進中、船長Aが操業に意識を向け、また、船長Bが魚群探索に意識を向けていたため、互いに相手船に気付くのが遅れ、衝突を回避することができず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、操船に意識を向け、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 船長は、漂泊中であっても、接近する他船を早期に発見できるよう、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>